

○東京藝術大学美術学部ファクトリーラボ・テクニカルメンバー
利用要項

〔平成30年7月12日
教授会決定〕

(目的)

第1条 東京藝術大学ファクトリーラボ内規第6条に基づき、ファクトリーラボ(以下「ラボ」という。)協力工房の利用について、安全かつ円滑な運営を図ることを目的として、利用要項を定めるものとする。

(利用者及び利用資格)

第2条 ラボ協力工房の設備と機材を利用できる者をテクニカルメンバー(以下「メンバー」という。)と称する。

2 メンバーは、次の各号に定める条件を満たし、かつ、ラボ協力工房の審査を経た者とする。ただし、審査基準は各工房で別に定めるものとする。

(1) Sテクニカルメンバー：各協力工房スタッフと同等の知識と技術を有し、工房の機材に精通している者(勤務経験のある工房スタッフOB等)

(2) テクニカルメンバー：専門的な技術を有し、工房の機材について高度な知識と経験を備える者(各専攻の修士相当、OB等)

(メンバー登録及び利用申請)

第3条 メンバー登録及び利用申請については、次の各号に定めるところによる。

(1) メンバー登録希望者は、エントリーシート(様式1)に必要事項を記入の上、ラボに提出し、工房による審査を受けるものとする。

(2) エントリーシートが提出された時点で、本要項に同意したものとする。

(3) メンバーが利用を希望する場合は、始めに作業計画書(様式2)をラボに提出し、学生教育に支障をきたさない場合に限り、許可するものとする。また各工房の判断により、安全講習の受講を義務づける場合がある。

(4) 本学の都合により、計画を変更してもらう場合がある。

(利用遵守および取り消し等)

第4条 利用者は、ラボ協力工房の設備と機材を利用する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 利用者は、「利用要項」及び各工房の「安全作業心得」を遵守し、自己責任において安全な利用を行わなければならない。

(2) 利用においては工房スタッフの指示に従わなければならない。なお、工房の利用が適当でないと認められた場合には、メンバー登録を取り消す場合がある。

(利用期間及び日時)

第5条 ラボ協力工房の設備と機材の利用期間及び時間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用可能期間は、工房スタッフの勤務日の中で、工房が認める日とする。

(2) 利用可能時間は、9:30~12:30、13:30~17:00とする。

(利用料金の納付)

第6条 メンバーは、別に定める料金を本学に納入しなければならない。

(禁止事項)

第7条 メンバーは、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本学の学生および教職員、または第三者に迷惑を及ぼす行為
- (2) 犯罪・犯罪関連行為、公序良俗違反行為、反社会的行為
- (3) その他、取手校地美術学部協議会が不適切と判断する行為
(免責事項)

第8条 本学及びラボ協力工房は、工房利用により利用者に生じた不利益や損害に対して、一切の責任を負わないものとする。

(損害倍償)

第9条 メンバーは、故意又は重大な過失により、協力工房の施設又は設備等を破損若しくは滅失したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

附 則

この要項は、平成30年7月12日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

ファクトリー・ラボ テクニカルメンバー 作業計画書

年 月 日

フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> Sテクニカルメンバー <input type="checkbox"/> テクニカルメンバー
	電話番号（携帯）
使用を希望する工房名	
使用を希望する日程および時間（時間は3hまたは6hで記入） * 希望に添えない場合がありますので複数の候補日を記入して下さい。	
作業内容・工程・具体的なサイズ等（スケッチや図を記入して下さい。画像・図面データなどは別途メールで送信して下さい。）	
使用を希望する機械・設備及び工具	

上記について承認します。

工房利用料 金 _____ 円 を取手事務室に納めて下さい。

○東京藝術大学美術学部ファクトリーラボ・テクニカルメンバー利用料金の取扱について

平成 30 年 7 月 12 日
美術学部長 裁定

改正 令和元年 9 月 5 日

(目的)

第 1 この裁定は、東京藝術大学美術学部ファクトリーラボ・テクニカルメンバー利用要項第 6 条に規定する利用料金の取扱いについて定めるものである。

(利用料金等)

第 2 登録料金及び利用料金(以下「利用料金等」という。)は、別表のとおりとする。

(利用料金等の納付)

第 3 利用料金等は、承認後、速やかに納入するものとする。

2 一旦納入した料金は還付しない。

(事務)

第 4 この裁定で定める利用料金の取扱いに関する事務は、美術学部において処理する。

附 則

この裁定は、平成 30 年 7 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この裁定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表

名 称	利用金額
テクニカルメンバー登録料	1,020 円
工房利用料	◆S テクニカルメンバー 510 円/3 時間 1,020 円/1 日 ◆テクニカルメンバー 1,020 円/3 時間 2,040 円/1 日 *機材によって別途消耗品費がかかる場合がある。
初回安全講習費	1,020 円/1 回